

講演「LMS 利用における著作権の考え方」

隅 谷 孝 洋（広島大学 情報メディア教育研究センター准教授）

1. はじめに一自己紹介

広島大学情報メディア教育研究センターの隅谷と申します。元は統計を専門としており1996年頃から情報教育や教育工学に携わり始めました。しかし、それまでは情報教育等は全く担当しておらず、多少パソコンに詳しい程度でした。もちろん、著作権法や法律の専門家でもありません。2001年頃から WebCT という LMS の管理運用をするようになり、先生方に機能説明や利用促進などの支援活動をしてきました。現在では LMS は Blackboard に変わりました。

著作権法について初めて触れたのはちょうどそのころでした。当時の独立行政法人メディア教育開発センターの尾崎史郎先生が広島大学にいらっしゃり、教育と著作権についてのお話をされたときでした。当時の私は LMS の管理運用はしていましたが、著作権や教育、学校における著作権の扱いについて詳しくは知らず、教育機関においてはいくらかでも教材を複製してもよい、くらいに考えていました。しかし、尾崎先生によるとそうではなく、利用には決められた範囲があり、その範囲内でやらなければならないということでした。さらに、その決められた範囲はグレーで、適切に扱うことは難しいということをお教えいただきました。その後、2007年から2008年頃にコンテンツ作成支援を始めるようになり、それに関連して著作権処理を支援し、現在に至っています。また昨年頃から、著作権改正の話が出てきている関係もあり、大学 ICT 推進協議会の、学術・情報コンテンツ共有流通部会（AXIES-csd）の著作権チームで活動しています。

本日は、著作権について基本的な内容から順番にお話しし、最終的には著作権法の改正の動きについても触れていきます。



2. 著作権について

2.1 著作物とは何を指すのか

はじめに、著作物について確認をしていきます。著作権法の第2条には、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と明記されています。つまり表現をしたものが著作物であり、その基になっているアイデア

のようなものは著作物ではありません。もちろん尊重すべきものではありませんが、著作物として保護されるものは、あくまで「表現されたものだけ」ということです。

「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」についても著作権法第10条に具体的に例示されています。言語、つまり文章や今回のような講演、音楽、舞踏、美術等いろいろなものが著作物の例として挙げられています。繰り返しになりますが、著作することは創作的に表現することですので、そうでないものは著作物ではないということになります。何が著作物なのかということも考えなければならず、この点が、後にお話するLMSへの掲載の可否につながっていきます。

具体的に例示しますと、まず事実そのものは著作物ではありません。例えば、数式や化学式は、誰が書いても、誰が表現しても同じものになりますので、それらは著作物ではなく、著作権法の保護対象にはなりません。また、アイデアそのものは著作物ではありませんが、それを表現したものは著作物になります。ある広報物のレイアウトを例にすると、何か紙面をつくるときに、レイアウトの方針を考えますよね。2段組みにして上段に写真を入れて紙面をつくるというアイデアがあるとすると、そのアイデアそのものを真似ることは著作権法で言うと問題ありません。しかし、それによってできた紙面は「表現されたもの」になります。誰かが作成した紙面を真似てコピーすると、著作物を複製していることになるためよくないのです。

また、第2条の「創作的」に関連しますが、誰がつくっても同じになるものは著作物ではありません。単純なデータをExcelに入力し、デフォルトの設定で棒グラフにしたものが書籍やサイト上にあったとすると、単純な事実を誰がやっても同じになる形で作成しただけですので著作物ではないという考え方です。絵画の写真もよく話題になります。絵画をそのまま撮影した写真には、創作性は特になく、誰が撮影しても同じ結果になるため、これも著作物とは言えない、ということになります。要するに、「創作的（その人なりの工夫をして表現している）」かどうかということを考えなければいけないのです。

実用品のデザインも著作物ではありません。フォントや工業製品、例えばコップのようなものですが、こういうものの外観は、該当しません。意匠法など別の法律で保護される可能性はありますが、著作権法で保護される著作物ではありません。ソフトウェアの画面については、少し考え方が難しいところです。Microsoft Wordの画面の写真为例にすると、その画面のスクリーンショットは、私の感覚では、基本的には実用品の外観であり、Microsoftの著作権を気にしなければいけないかということ、おそらく気にしなくてもいいのではないかと考えています。ただ、ソフトウェアの画面でも、イラストや写真がついていると、複雑になるため一概には言えませんが。

タイトルや短い名言、コピーなどとても短い言葉も著作物ではありません。また、法令や判決文は保護対象外となっています。

2.2 著作権とはどういう権利か

次に著作権についてお話をします。著作物をつくった人が著作者ですが、著作者はその著作物に対して占有的にいろいろなことをする権利を持っています。例えば、著作物を公表、複製、公衆送信、演奏するかどうかといった様々なことを決める権利は基本的には著作者だけが持っています。このような行為を他の人に勝手にされない権利が著作権です。

著作者の権利は、人格権と財産権によって成り立っています。人格権とは著作物を公表するか否かを定める公表権や、著作者の氏名の表示をするか決定する氏名表示権等を指します。財産権には、複製権や公衆送信権といったものが含まれますが、主にこの財産権について議論が行われます。また著作権の人格権と財産権には違いがあり、財産権は他者への譲渡や売買が可能です。人格権は行使しないことはもちろん可能ですが、譲渡はできません。

2.3 法人著作について

他にも法人著作というものがあり、私たちが大学等の法人で何かをつくったときに関係するところ。広島大学では、授業で作成した資料や授業そのものの著作権は、基本的には教員個人に属するというにしています。プロジェクトを例にとると、大学が発意して「ガイドブックを学生向けにつくろう」ということをプロジェクトベースでやるときは少し気にしますが、その場合でも、基本的には委員会制として委員を明確にすることでその先生方の著作物ということにしていると思われます。それでも大学の著作物としたいということも当然あるはずですので、そういうときにも、業務著作、法人著作の使い分けが可能です。

企業や組織に所属する人が法人の発意で業務として何かをつくり、法人名義として公表したものについては、人格権も著作財産権も法人に属します。個人の著作と法人著作は、保護のされ方が少し異なります。法人著作は公表してから50年間保護されますが、個人の著作の場合は、発表してからではなく、つくった人の死後50年保持されるため、法人著作に比べ手厚く守られています。

2.4 著作権の保護と利用のバランス

以上のことからわかるように、著作権はかなり強い権利です。著作をすればどこかに登録しなくても自動的に発生し、さまざまな権利が定義され、守られています。複製権であれば、著作者だけが複製する権利ですから、それを守らないで無断で誰かが複製した場合（複製権を侵害した場合）には、個人であれば10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方となっています。通常、他の刑法であれば多くの場合は懲役か罰金のどちらかだけになりますが、著作権法の場合はその両方の場合もあるため非常に厳しい刑罰です。法人が侵害をした場合は、3億円以下の罰金と明記されています。実際に3億円の罰金を払ったという事例を聞いたことはありませんが、それほど強く守られている権利であることがわかります。

強く守られてはいますが実際に重要なことは、著作権法第1条に記載されている「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的」としていることです。著作者の権利を守るだけでは他の人が著作物を使いにくくなりますので、その利用と保護のバランスをうまくとることを目的としているのが著作権法です。（図1）

著作者の権利を保護するだけでなく、その著作物を使うことが社会の役に立つような場合はなるべく使えるようにしていこうという考え方です。このように著作者のみが有利にならないようにバランスをとることが著作権の考え方ですが、著作者の権利保護が非常に強くなっている点は否めません。バランスをとらなければならないのは、おそらくどの法律でも同じです。法律を変えていくには誰かが変えることを強く要望しない限り変わりません。そうなるとう著作物によっ

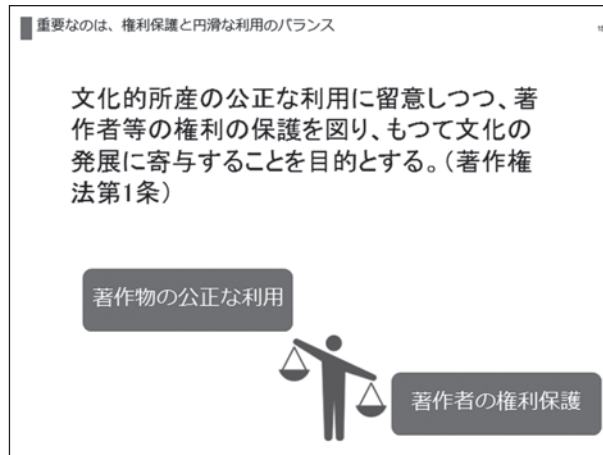


図1

て生計を立てている著作権者の声は必然的に大きくなるため、著作権者の方が少しずつ強くなっていくことはどうしようもないことなのかもしれません。

3. 権利制限と授業

3.1 権利制限について

著作物の公正な利用のために様々な権利制限が法律で定められています(図2)。例えば、私的使用のための複製です。これは複製権の権利制限にあたります。権利制限とは、著作者の権利を制限することです。例えば、私的使用をするときは権利者の複製権を制限して、権利者でない人が無断でおこなっても著作権侵害にならないということです。また図書館における複製というものがありますが、図書館では複製をある程度の数、範囲でやってもよいと決められています。この場合にも権利者の複製権を制限し、利用者が複製をできるようにするという考え方に基づいています。他にもさまざまなパターンの権利制限があり、それらのものに関しては許諾を得なくても無断で複製ができるようになっています。次にこれまでお話しました権利制限の中で授業に関連するであろうことを三つお話します。

一つめは、著作権法第35条「授業の過程における複製と公衆送信」です。要するに、教室での授業の過程で必要な複製をすることであり、著作物の複製は権利制限により可能であることを意味します。例えば、本の1ページを学生に見せるためにコピーをして配付する場合は複製権の権利制限がされているため、複製しても著作権の侵害になりません。

二つめに、著作権法第38条「非営利の上演・演奏・上映・口述」などは行ってよいとされています。聴衆から対価を取らない、また講演者にも謝礼が支払われないという状況であれば、講演会でハリウッド映画を90分上映することも、NHKの番組を理科の授業で見せることも著作権法第38条に該当すると言えるため、問題ありません。

三つめは著作権法第32条の「引用」です。

以上のことについて、詳しくお話をしていきます。

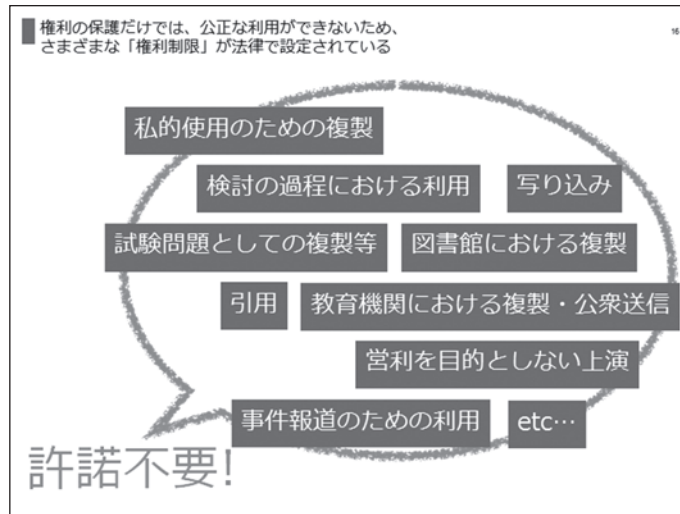


図 2

3.2 第35条 1項（複製）について

第35条 1項は複製、2項は公衆送信について記載されています。1項の複製で重要な点は、必要最小限度で、著作権者の利益を不当に害しないという範囲であれば複製してもよいということです。ここで計算ドリルを例にとってみましょう。ドリルは学生が個々に購入して勉強することが目的です。買わずに配ることや、1冊丸々コピーをして配付することは、その本が売れる機会を損ねるため、著作権者の利益を不当に害することになり、複製が認められません。

ところがこの条文の「必要と認められる限度」や「著作権者の利益を不当に害するものではない」の基準が非常にあいまいです。それを踏まえて、平成16年に「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」を著作権法第35条ガイドライン協議会が公表しています。ただし、これはあくまで権利者側が作成したガイドラインです。私たちはそれを無条件に守る必要はありませんが、念のため権利者側の人の考えを知っておいてください。私たちが考えているよりも権利者は厳しいことを考えているとわかります。教室の中であれば何でもコピーして配布してもよいとは思っていないということです。

また第43条では、翻訳、編曲、変形、翻案もしてもよいと記載されています。著作物は基本的にはそのまま使用しなければいけませんが、必要に応じて翻訳をしたり、多少わかりやすく書きかえたりしてもよいということになっています。

3.3 第32条（引用）について

第38条は比較的シンプルでしたが、第32条の引用というのが少し複雑です。条文によると「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」とあります。第32条引用は著作物を使用する者にとっては非常に強力な条文です。なぜなら引用であれば「利用することができる」からです。第35条では、複

製または公衆送信に対して権利制限がなされました。また、第38条は、上映・口述などに対する権利制限でした。しかし、引用とは「利用」であるため、何をしてもよいこととなります。コピーをしてもいいし、引用してつくったものを公衆送信しても構わないし、テレビの放送に使っても構わないという、非常に強い権利制限です。したがって私たちとしては、授業で使用する資料は全て「引用した」と言えればいいのですが、なかなかそうも言えなさそうです。なぜなら、引用が成立するためには、公表されたものを必要最小限で引用することが求められるからです（図3）。また、「公正な慣行に合致する」ために、必然性、主従関係、明瞭な区別、出所の明示、それから原型の保持が必要になります。主従関係や明瞭な区別、出所の明示は問題なさそうですが、必然性と必要最小限という点が難しいのです。その引用は本当に必然性があるか、本当に必要最小限なのかを考えると、判断に難しいところは多いでしょう。

だからと言って、全く使えないわけではなく、授業の資料で引用は使用できると思います。条文を読むと、引用の目的とは「報道、批評、研究その他の引用の目的」とあり、授業での説明・解説が「その他」に含まれるのかははっきりしません。しかし、文化庁長官官房著作権課が発行している「学校における教育活動と著作権」という冊子に「解説のために引用する」ときの事例が掲載されています。「ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を『引用』して使う場合」や「自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を『引用』し、自らの考えを補強する場合」というような使い方ができると書いてありますので、授業で自分が説明したいことを補強する目的で引用することは、特に問題がないと考えてよいと思います。

引用の適切な分量について具体的なことはわかりませんが、ガイドラインを作成している団体などはいくつかありますので、それを参考にするとよいでしょう。広島大学医学部にはeラーニングのコンテンツを作成するプロジェクトがありますが、そこで作成したコンテンツでは引用のガイドラインを定めています。例えば、1つの論文からは何点までなら引用してもよいとか、1つのコンテンツに対して、全体の何パーセントまでであれば引用資料を入れてもよいとしていま

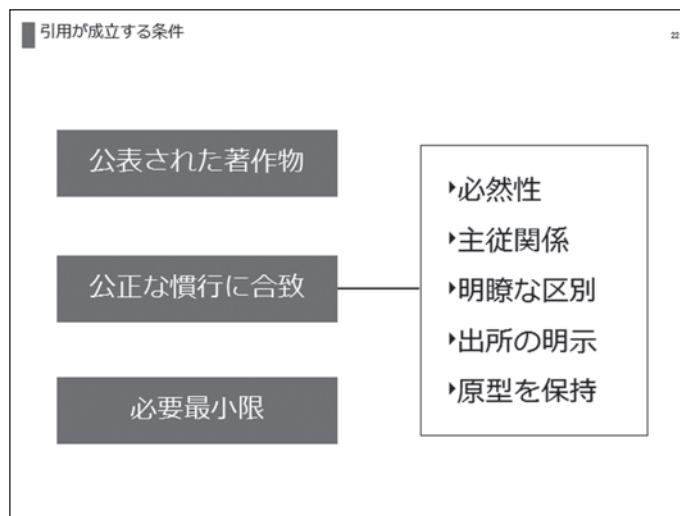


図3

す。ある程度の歯どめをかけるという意味合いでそのようなガイドラインを決めているのでしょう。実際、このように運用している大学も多いようです。最近では、OCW や MOOCs で教材を出している大学がたくさんあります。大学によっては、他者の著作物を持ってくるときに基本的には許諾をとらずに、引用で済む範囲でのみ扱っているところもあります。MOOCs 等を扱っている一流の大学であれば法律の専門家がついており、掲載可否の判断をされているようですので、そのような例を参考にさせてもらうのもよいでしょう。

4. LMS と公衆送信について

4.1 公衆送信とは

第35条では、授業の過程における複製と、公衆送信ができるとご説明しました。つまり著作権者が保持している公衆送信権を権利制限するため、公衆送信が可能になります。しかし、これからお話する著作権法的な公衆送信は、常識的に考える公衆送信とは少し異なります。

まず、著作権法的な公衆送信については、著作権法第2条で「公衆によつて直接受信されることを目的として無線又は有線電気通信の送信を行うこと」と明記されています。一般的に公衆とは、不特定多数、要するに不特定かつ多数の人を指しますが、著作権法には、特定かつ多数の者も含むと明記されています。要するに、不特定または多数が公衆となります。対象が特定されていたとしても人数が多ければ公衆にあたりますので、例えば授業を受けている学生が大教室で500人いた場合、それは公衆となります。大学の授業で、名簿に記載されている学生たちが、公衆という扱いになってしまうということです。

送信についても、放送、自動公衆送信、手動の送信の三つがあります。手動の送信というのは、例えば公衆からのリクエストに応じて、FAX を返送したり、メールを返信したりすることのようです。このように公衆の対象が、一般的な公衆と異なる点が著作権法的な公衆の特徴です。

もう一つ、第35条2項での公衆送信の異なる点ですが、送信は「同時中継」であり、「主会場」がある授業形態、「授業を受ける者」へのみ送信するということが書いてあります。つまり学生のいる主会場で何か授業をし、一方別の会場で、同じように授業を学生が受けているシチュエーションで、同時中継の場合のみ、公衆送信はしてもよいと第35条2項は定めています。

したがって、主会場に学生がおらず教員がスタジオで話すことや、教員が収録した授業を流すことは許されません。要するに、同時中継以外のものは、第35条2項では、権利制限の対象にはなっていないということです。これは同時ではないという意味で「異時公衆送信」と言います。この第35条2項で決めている公衆送信以外のものは全て異時公衆送信です。

まとめると、授業の過程においては、著作権者に無断で著作物を複製することができます。また同じ範囲で、同時中継であれば公衆送信をしてもよいというのが第35条1項と2項です。しかし、異時の公衆送信の場合は、無断で著作物を使用することはできません。したがって、授業の過程で必要だと考えて使用している他者の著作物を LMS に掲載して、後から非同期で見せるとか、それを使用している授業を録画して配信するとか、もしくはそういった教材を Eメールで配布するといったことをした場合は、異時公衆送信になる可能性、つまりは法律違反になる可能性があります。

4.2 公衆の範囲（人数）について

LMS への掲載というのはそもそも公衆送信にあたるかという大きな問題がありますが、公衆とは不特定または多数ですから、授業の受講生も公衆になる可能性があります。公衆に対して送信すれば公衆送信です。授業の受講生は特定されていますが、人数が多数になれば公衆にあたる可能性があるからです。多数の具体的な人数については法律上に明示されておらず、グレーな問題となっています。判例があれば参考になるのですが、教育においてこのケースで争った案件は1件もないそうです。

教育以外での判例をご紹介しますと、テレビの番組を録画して再配付するサービスをしているマンションが訴えられたケースがあります。マンションの住人全員にテレビ番組の送信ができる状態になっていたため公衆送信権の侵害にあたったのですが、世帯数は24でした。判例では「24戸以上の入居者…『公衆』と言い得る程度に多数」とあります。24戸の入居者が何人であったかは不明ですが、常識的に1世帯2、3人と考えると、2人であれば48人ですし、3人であれば72人となりますので、それぐらいの人数であれば多数であると、裁判所が考えたというのが一つの例としてあります。

ただし、これはテレビ放映を勝手に再放送するというところで、テレビ局という権利に敏感なところが主張しており、その文脈での多数と教育上の公衆送信の多数というのは、実は判断基準が違う可能性もありますが、一つの参考にはなるかと思います。

文化庁のある資料には「一般には『50人を超えれば多数』とされています」という文言がありました。おそらく、100人以下ぐらいのところで多数の線が引かれるのだらうという印象を受けています。

ただ、これについても教育分野での判例は一つもありませんし、その他の分野でも白になったケースはありません。したがって、LMS への掲載というのは、受講者数が増えると公衆送信になりうることは確かですが、何人からそうなるかという点がグレーであって難しいところなのです。

4.3 LMS や一般 Web に著作物を掲載する場合

何が公衆送信にあたり、あてはまらないのかを図4に基づいてご説明します。まずLMSに著作物を掲載する場合についてお話します。LMSはアクセス制限がされているため、アクセスできる人がX人というのが多数の境目だとすると、X人よりも少なければLMSで著作物を配付する場合も基本的には単なる配信にあたり、公衆送信ではなく、複製を配付していると考えられます。この点にも実は議論が潜んでいます。例えば受講生10人の科目でLMSを使用している場合に、複製した資料を掲載したとしても、公衆送信にはおそらくあたらないでしょう。しかし徐々に増えると怪しくなり、100人では公衆にあたるといえます。つまりX人以上は公衆送信となります。

ところがこれがアクセス制限のあるLMSではなく、一般のアクセス制限がないWebの場合はどうなるのでしょうか。一般Webはアクセス制限がないためX人というのは、アクセスした人数だと考えます。例えば100人以上に配信したことが公衆送信にあたるとします。何らかの一般Webを公開しており、100人以上がアクセスしてそれを配信、自動公衆送信を受ければ、公衆送

LMS掲載と一般向けWeb掲載 33

	LMS (アクセス制限あり)	一般Web (アクセス制限なし)
X人未満	単なる配信* <td>公衆送信可能化</td>	公衆送信可能化
X人以上	公衆送信	公衆送信

*? 公衆送信可能化になる、という人もいます

許諾必要

図 4

信をしたということになるのは当然でしょう。しかし100人未満の人しか実際はアクセスをしなかった場合はどうなるかという、「公衆送信可能化」という権利が適用され、公衆送信したと同様の扱いとなります。

要するに、公衆送信可能化というのは、すでに準備・公開をしており、まだ誰もアクセスしていない状態であっても、いつの間にか100人からアクセスがあった場合は、自動公衆送信ができる状態になっていた、つまり実際に公衆送信はしていないがWebサイトを設置して、アクセスできるようにした段階で権利を侵害するということになります。MOOCsやOCWは、この一般Webにあてはまります。

ただ、単なる配信も公衆送信可能化になるという意見もあります。条文を確認すると、要するにWebサーバーの記録装置にコピーした段階で公衆送信可能化になるようなことが書かれているため、それを文字どおり読めば、アクセス制限をして誰もアクセスができなくとも、アップロードしただけで公衆送信可能化にあたるのではないかという主張です。

どちらが正しいのか明確には言えませんが、法律の精神としては、「Webサイトにアクセスすれば配信可能な状態になっていた」という状況であることが公衆送信可能化にあたると思います。したがって、アクセス制限があり、10人しかアクセスできない状態であれば公衆送信可能化にはあたらないと私は考えています。

5. 著作権処理の実際

LMSに資料を掲載する場合、人数が多ければ公衆送信になる可能性があるため、著作権者の許諾を取らなければいけないというお話をしてきました。それではその許諾をどのようにしていくのか、広島大学での事例をご紹介します。

広島大学では、図5の著作権処理のフローを教職員に紹介しています。起点が「他人の資料を

一部転載したものを、Webで公開したい。」とありますが、LMSで大勢の学生に対して配付する場合も同じです。その部分に対して「資料は著作物にあたりますか?」「資料は自由に利用してよいものですか?」「引用に該当しますか?」というチェックを経て、「公開」もしくは「著作権者の許諾を得て使いましょう」というフローになっています。

著作物にあたるか否かは冒頭にお話した通り、事実をそのまま記述していることや、創作性がないこと等を考えて、著作物であるか否かを判断します。次の「資料は自由に利用してもよいものですか?」という確認ですが、著作物であっても保護期間が切れているものは使用することができます。個人著作の場合は死後50年、法人著作の場合は公開後50年、映画の場合は公開後70年です。また、ライセンス宣言があらかじめされており、使用が自由になる場合も多くあります。このようなケースに該当するか否かをチェックしていきます。ライセンス宣言の代表的なものとしては、Creative Commonsがあります。

私たちが資料をチェックするとき非常に多いのが、インターネットで公開されている資料を持ってこられるケースです。インターネットで公開されている資料は、そのサイトをよく確認すると、使用条件が記載されていることが比較的多くあります。そこを確認して問題がなければ、そのまま使用します。

「引用に該当しますか?」というのは、今のような資料の使用条件などを確認することと同様です。これらをかいくぐれなかった著作物は、著作権者の許諾を得る必要があります。

広島大学では図6のように教職員向けに著作権処理支援サービスを行っています。どのように資料が複製、転載されているかの資料、出典リストをメディアセンターに送っていただき、チェックをして、著作権者へ使用可否の確認をします。可能であれば利用許諾書などをもらい、依頼者へ返却するというサービスです。

しかしこれはものすごく大変です。インターネット上の資料を使用される例がかなり多いからです。インターネットにある情報は、例えば、先生があるサイトから転載してきたと言われても、

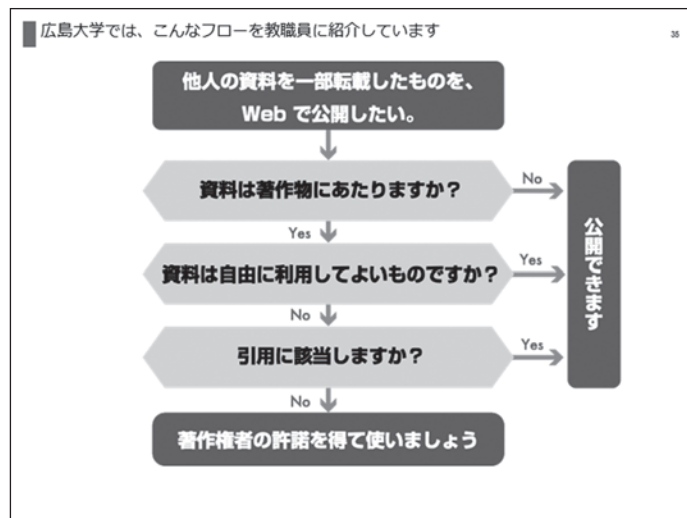


図 5

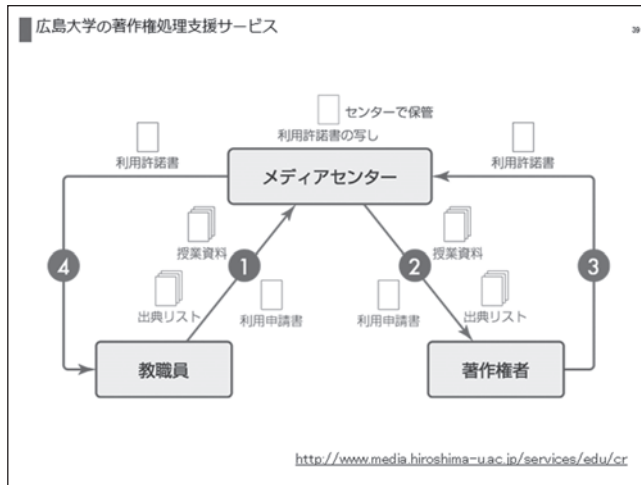


図 6

そのサイトに掲載されているものは、別サイトから転載されたものであり、著作権者が別にいるということが非常に多いためです。私たちは、その資料の著作権者が本当はどこ誰なのかということ进行调查しなければなりませんので、すごく手間がかかります。また、先生方がどこのサイトから転載してきたのかを全く記録していない場合は、Web ブラウザでキーワード検索や画像検索をして探すため、出典リストをきちんと作成するには膨大な時間がかかります。大変な作業ではありますが、広島大学ではこのような作業がコンプライアンスという観点からも非常に重要であるとされているため実施しています。2016年度の著作権処理支援件数は21件でしたが、完了までに3か月から4か月を要する案件もよくあります。3か月かかったものの、結局うまくいかなくて取り下げになった案件もありました。

このような著作権処理支援は、LMS に資料を掲載するときに先ほど申し上げた様々な問題をクリアにした上で LMS に教材を掲載して活用してもらうために始めました。ところが、実際は LMS 掲載のために支援を利用する人がいなくなってきています。なぜかという、1 件の処理にこれほど時間のかかるものを15回の毎週の授業で待ってられないからです。処理が完了したころには、もうその学期が終わっていることになるのです。さらに最近は4学期制になり、2か月ほどで授業が終わりますので、授業の資料に対して毎回チェックをしていると、おそらく、機能しないでしょう。

実際の授業における著作権処理支援も行っていますが、授業の資料をチェックする場合、著作権法にひっかかりそうな内容を削除したり、授業の映像を撮影する場合はほかしたりという処理が行われています。現在、多く扱っている事柄は、講演会や FD、SD など、授業ではないものへの著作権処理支援が中心です。

6. 著作権法改正の動き

6.1 これまでの内容の整理

これまでの話をまとめると図7のようになります。授業で他者の著作物を使用するためには、様々な制限があります。複製は著作権者の利益を不当に損ねない限りは問題がありません。スライドを投影する際は非営利の上映なので問題がないということになります。一方で、電子メールで資料を一括送信することや、授業録画の配信、LMSでの配信は著作者の許諾を得なければならない場合があります。しかしこのような状態では、教育の情報化が進まないという議論が文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 でなされ、現在三つの問題が検討されています。

6.2 法律改正が検討されている三つの問題と改正時期

検討されている問題は、まず異時公衆送信、すなわち第35条2項の同時中継的な公衆送信以外の公衆送信です。一点目が授業の過程で必要になる公衆送信に関すること。二点目が教師の間での教材共有をする、もしくは教育機関の間での教材共有で公益性がある場合。三点目が、MOOCsやOCWなどオープンエデュケーションとして一般向けに公開する場合。これら三点に関しては、権利制限してもいいのではないかと検討です。これらについて2015年の6月頃から議論が始まり、11回にわたって委員会が開かれ、これらの問題に関するまとめ案が作成されました。それがパブリックコメント募集という形で一般に公開されたのが2017年2月でした。募集時に文化審議会委員達の書いたレポートを公表し、それに対してコメントを募集するのですが、そのレポートが180ページもあり、第35条に関する内容だけでも37ページありました。パブリックコメントの募集内容は、まず異時公衆送信です。同時公衆送信ではない、例えばLMSに載せるような形の公衆送信も、権利者の利益を不当に損ねない範囲で補償金請求権付きで権利制限をしたらいいのではないかと、という報告書が出されました。補償金請求権付きというのは、権利制限で教育機関では無断で著作物を使用できますが、その代わりに、権利者が対価を請求した場合は

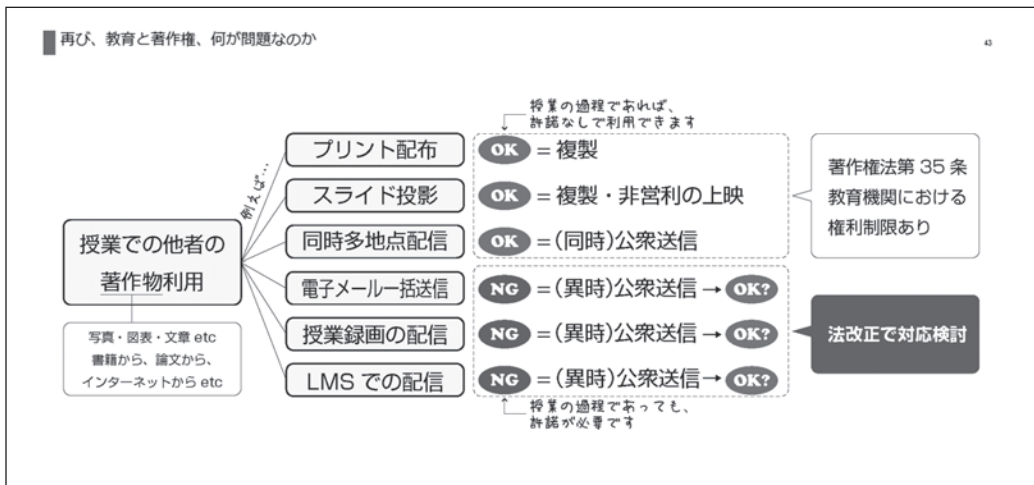


図7

支払を求められるというものです。教材共有と MOOCs に関しては、引き続き検討するとか、ライセンス環境の整備をしようということで、これらを権利制限することにはならなかったようです。

提出されたコメントは五十数件にのぼりましたが、小委員会の結論は最終的には変わりませんでした。つまり、異時公衆送信に対しては補償金請求権付きの権利制限をつけることとなりました。しかし、複製と同時公衆送信については、従来どおり補償金なしでの権利制限とし、教材共有、MOOCs に関しては権利制限は見送られました。これは審議会における結論のため、これをもとに法律がつくられ施行されることによりはじめて影響が出てきますが、その法律はまだできていません。実は10年前にも一度、第35条の改正が検討されたことがあったようで、そのときも法律ができませんでした。時間をかけて検討したにも関わらず法律ができないということは非常にダメージが大きく、今回まで検討されなかったようです。今回検討され一定の結果が出ているため、ぜひ法改正まで進めてほしいのですが、いずれにせよ、補償金制度に関する内容は法律には書かれませんが、その内容は、教育機関と補償金を受け取る権利者の団体との話し合いで決められますので、おそらく実際に適用されるのは、早くても2019年度からになると想定しています。

6.3 新しい法制度のイメージ

新しい法制度ができたときのイメージを私なりに考えてみました。授業の過程で異時公衆送信を活用したい大学機関であれば、おそらく学生1人当たり〇〇円という補償金をその団体に支払うことになるでしょう。そうすることでその大学の教員は、異時公衆送信で他者の著作物を権利者の利益を不当に害しない範囲で自由に使うことができるようになるはずですが、もちろん、補償金の支払いをしたくない人も存在するでしょうが、ある程度の補償金を払った上で LMS に資料を載せて、学生がそれを見ることができるようになるのであれば、教育の情報化の観点からもその方がもちろんよいと思います。

具体的な補償金額は不明ですが、新聞報道では数百円とありました。1人100円だとすると、広島大学の学生数は15,000人ですので年間150万円となります。これは、本学の LMS の保守費と同程度ですので、LMS のコストの一部といった考え方にもなってくるのかと思われます。

他には、教材の一般公開や、FD 等において公衆送信を活用したいという場合が考えられます。その際にも様々な著作物をきちんと公開したいという場合はおそらく、包括ライセンスのようなものが用意されることを期待しています。例えば学内で授業以外でも使用してよいとか、学外に出してもよいとかいったライセンスです。そういう包括ライセンスを取れば、授業に関係のないところでも公衆送信が活用できる、つまり他者がつくった著作物をコピーして使えるようになります。

ただ、著作権などをあまり意識していない教員がもしいるとすれば、これらのような制度ができたとしても何も変わらないため、少し歯がゆい感じがします。どういうことかということ、これまで LMS に何も考えずに資料を掲載していた人が、補償金制度が適用されることで今まではグレーだったり違法だったりした状態が合法になるからです。

しかし、いずれにせよ補償金の問題は誰にでも関係することでしょう。公衆送信に対して授業に必要な範囲であれば補償金の枠内のため無料で使用できるという契約をすることになると思

ます。ここから何が起こるかという、その枠をはみ出した場合はお金を別に払う必要や、苦情を言われる可能性が出てきます。したがって先生方には、やはり第35条に関する複製の範囲や公衆送信についてよく理解していただく必要があります。そのためにも今から法律が改正されて、教育機関と権利者団体で話し合いが進んでいく中で、例えば公衆送信の多数とは学校の場合は何人までと具体的な内容が明示されるようになれば、理解しやすいと思われます。

6.4 使用者の理解の必要性

図8はLMSで資料を配付する場合に、どの範囲内であれば許諾が必要になるかを整理したものです。真ん中は授業の過程での利用とみなせる範囲で、上にあがるほど学生の人数が増えています。右側は利用形態が著作権者の利益を不当に害するなど、第35条の条件を満たさないような利用の場合です。授業の過程での利用の場合は、公衆送信になる人数までは、今のところ許諾なしに使えます。公衆送信になる人数もX人としか言えませんが、超えた場合、現在は許諾が必要ですが、許諾を不要にしようと議論をしている最中です。

著作権者の利益を不当に害する人数というのがおそらくあるはずで、そこを超えるとやはり許諾が必要なゾーンに入っていきます。もちろん、右側は最初から許諾が必要なゾーンですが、このような仕組みであることを、先生方は認識し、正しく扱うための知識を、持っていただく必要があります。

7. まとめ

権利者の人たちと教育機関が話をする中で、ヒアリングをしていると、権利者の人たちは「教育機関はめちゃくちゃなことをしている」と思っているようです。そのような現状を打開するためにも、FD等で取り上げ、啓発活動をし、こういうことを理解している教員が1人でも多くなるようにしていかなければなりません。一人一人の教員が理解していかなければ、今後、教育を行う上で困る状況になっていくと思います。

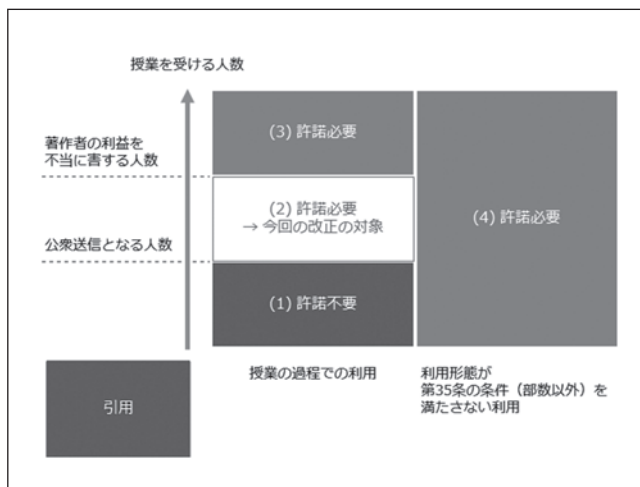


図8

私からの話は以上です。ありがとうございました。

※本講演会の資料は、以下の URL (SlideShare) にてご覧いただけます。

<https://www.slideshare.net/TakahiroSumiya/lms-77308708>